

教 生 学 第 6 6 4 号
令和5年(2023年)9月6日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

「不登校特例校」の新たな名称について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知の内容も踏まえ、引き続き、関係機関と連携しつつ、不登校児童生徒への支援に関する取組についてより一層の充実に努めていただきますよう、お願いいたします。

(生徒指導係)

令和5年3月にとりまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を踏まえ、「不登校特例校」の名称を、より子供たちの目線に立ったものに変更することとしましたのでお知らせします。



5 初児生第17号
令和5年8月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長 殿
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

伊 藤 史 恵
(公 印 省 略)

「不登校特例校」の新たな名称について (通知)

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第56条等に基づき学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとされています(以下、本制度において指定された学校を「当該学校」という。)

文部科学省においては、これまで当該学校を「不登校特例校」と呼称してきましたが、令和5年3月にとりまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)において、「「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。」とされていることを踏まえ、実際に当該学校に通う子供たちの目線に立った相応しい名称とする観点から、全国の当該学校に通学又は勤務する児童生徒や教職員に対し、新たな名称の募集を行いました。

この度、応募結果を踏まえ、令和5年8月31日に開催された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、永岡文部科学大臣から新たな名称の公表を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を行うようお願いいたします。

記

1. 新たな名称の決定

文部科学省として、当該学校の名称を、従来使用していた「不登校特例校」に代えて、新たに「学びの多様化学校」とすること。

これを踏まえ、今後文部科学省から発出する事務文書等においては、当該学校を「学びの多様化学校」と表記することとする一方、混乱を避けるため、当面の間は「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」と併記することとする。なお、この度の名称変更に伴い、当該学校の制度や申請手続き等に変更が生じるものではないこと。

2. 自治体や設置者における対応

この度の文部科学省における名称変更は、既存の個別の学校の名称変更を行うよう求めるものではないことはもとより、各自治体や設置者に対し、必ずしも当該学校の名称を「学びの多様化学校」にするよう求めるものではないものの、各自治体や設置者においても、この度の名称変更の趣旨を踏まえ、「学びの多様化学校」若しくは各自治体や設置者において工夫された名称とするなど、適切な対応を御検討いただきたいこと。

3. 名称変更における留意事項

今回の名称の変更は、あくまでも学校教育法施行規則第56条等に基づく指定を受けた学校という分類に対する名称を「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に改めたもので、個別の学校に対して新たに名称を付けたものではないこと。各学校等において「学びの多様化学校」という名称を活用する場合は、商標権の侵害等に当たらないよう留意が必要であること。

例えば、「学びの多様化学校」が教育の実施主体としての各学校の個別名称であるように認識されると、同様の名称を使用する他主体の商標権に抵触すると受け止められる可能性があるため、HP等で記載を行う場合は、「文部科学省指定学びの多様化学校」と記載するなど、そこでの「学びの多様化学校」が、文部科学省が示した分類を表すものであり、教育の実施主体としての個別名称を表すものではないことが分かるようにする必要があること。

(使用例) 「文部科学省指定学びの多様化学校 △△市立□□中学校」

また、2. で示したとおり、例えば各都道府県等における条例や、各学校等が作成するパンフレット等について、本通知をもって直ちに「学びの多様化学校」という名称を使用することを求めるものではないこと。

4. 「学びの多様化学校」を含めた全ての学校における取組

特に義務教育段階の学校は、「学びの多様化学校」を含め、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きいこと。

その前提の下、「学びの多様化学校」に限らず全ての学校において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)や「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)で示された、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた多様な子供の状況に応じた学びの一層の推進が必要であること。

(参考資料)

- ・「不登校特例校」の新たな名称について（「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」資料）
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係

電 話：03-5253-4111（内線：3299）

E-mail：s-sidoul@mext.go.jp